

○北杜市広報ほくと広告掲載基準

平成19年12月3日

告示第58号

改正 平成26年3月28日告示第21号

平成31年1月30日告示第2号

平成31年3月27日告示第18号

令和元年5月20日告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、北杜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年北杜市告示第57号。以下「要綱」という。）に基づき、広報ほくとへの広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、裏表紙（カラー刷り）の最下段及び1色刷りページの最下段とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、1枠につき縦50mm、横90mmを基準とする。

2 広告のデザイン及び内容は、広報ほくとのデザインと調和がとれたものとし、市と広告主との間で協議のうえ決定する。

(広告の募集枠等)

第5条 募集する広告の枠数は、毎月1日発行の広報ほくと1号につき最大4枠までとし、第3条に規定する掲載位置ごとにそれぞれ2枠とする。

2 広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、単年度につき1回かつ1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠及び複数回の利用を認めることができる。

(広告掲載者の決定)

第6条 広告掲載者は、競争入札により選定する。

2 市長は、競争入札を行うに当たり、社会情勢等を考慮し最低制限価格を設ける

ものとする。

3 広告掲載者は、最低制限価格以上の入札をしたもののうち、最も高い価格を入札したものとする。

4 第1項に規定する競争入札において広告掲載者が決定しない場合は、掲載期間を1箇月単位とした公募により、広告掲載者を決定するものとする。

(広告の掲載料)

第7条 前条第4項の規定において広告掲載者を決定した場合の広告の掲載料は、裏表紙(カラー刷り)にあつては1枠当たり月額20,950円とし、1色刷りページにあつては1枠当たり月額10,480円とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1回の掲載の申込みについて3月間とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(掲載の申込期限)

第9条 広告掲載の申込期限は、広報ほくとの発行日の40日前までとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日告示第21号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年1月30日告示第2号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第18号)

改正 令和元年5月20日告示第10号

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年5月20日告示第10号)

この告示は、公布の日から施行する。